

愛知県内で 自転車を利用する 皆様へ

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

愛知県では、自転車に係る交通事故を防止するため、2021年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しました。

2021年4月1日施行 家庭や学校、企業等での自転車の安全で適正な利用に関する教育・啓発

交通ルールの遵守・歩行者等への配慮

- 自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能の習得に努める
- 車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守
- 歩行者や他の車両の通行に配慮し、自転車の安全で適正な利用に努める

自転車の定期的な点検・交通事故防止対策等

- 自転車を定期的に点検し、必要な整備を行うよう努める
- 両側面に反射器材を備える等の交通事故防止対策に努める
- 自転車に鍵をかける等の自転車の盗難防止対策に努める

2021年10月1日施行

努力義務化!

大人も子供も乗車用ヘルメットを着用

- 死亡や大ケガをしないため、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努める
- 2021年4月1日から
ヘルメットの購入補助制度 スタート!
詳しくは窓口となるお住いの市町村にお問い合わせください。

義務化!

自転車損害賠償責任保険等への加入

- 被害者や自分を守るため、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない
- ※自動車保険や火災保険、傷害保険等の特約として付いている場合もあります。まずはご自身やご家族の加入状況を確認しましょう。

ヘルメット購入補助について

補助金申請には、「代金の支払い手続きが完了したことを確認できる書類(領収書等)」が必要になります。
各市町村の補助制度については、お住まいの市町村にお問い合わせください。
※豊橋市は販売業者に対する補助制度のため取扱いが異なります。



高額賠償事例

- Example 1 9,266万円
男子高校生が、車道を斜めに横断し、対向車線を自転車直進してきた男性会社員(24歳)と衝突、男性は重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。
- Example 2 6,779万円
男性がペットボトルを片手にスピードを落とさず交差点に進み、横断歩道の女性(38歳)と衝突。女性は3日後に死亡した。

チェックしよう!

自転車の日常点検のポイント

- サドル** □ぐらつきやがたつきはないか
- カギ** □しっかり施錠できるか
- 反射材** □反射材が割れたり、汚れたりしていないか
- チェーン** □錆びやたるみはないか
- ハンドル** □ぐらつきやがたつきはないか
- ブレーキ** □ブレーキが利くか
- 車体** □車体のフレームに亀裂はないか
- ライト** □ライトは点灯するか
- タイヤ** □タイヤに傷やヒビはないか
□すり減っていないか
□空気は入っているか

異常がある場合は、自転車販売店等で必要な整備を行いましょう。



ご存じですか? 自転車事故の特徴

4択クイズ

Q 特徴 その1
自転車の事故で、最も多い衝突相手とは?

- 1 自転車相互
- 2 対歩行者
- 3 対二輪車
- 4 対自動車

Q 特徴 その2
自転車×自動車の事故で、最も多いタイプの事故とは?

- 1 追突
- 2 追越し追抜き時衝突
- 3 出会い頭
- 4 右左折時衝突

Q 特徴 その3
自転車死亡事故で、死因となった最も多い負傷部位とは?

- 1 頭部
- 2 胸部
- 3 腰部
- 4 頸部

答えは中面をご覧ください!

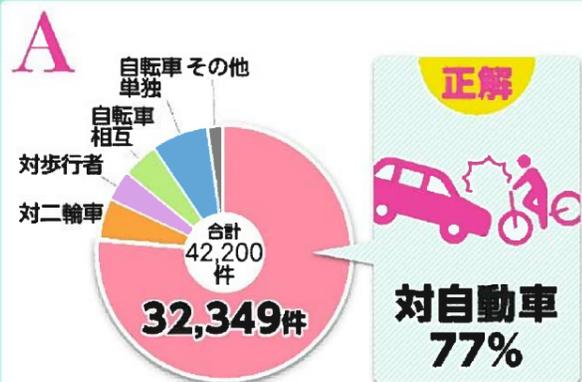


自転車の安全で適正な利用に関する教材



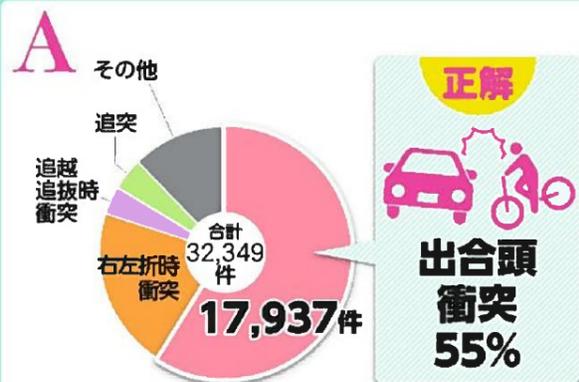
クイズの正解

Q 特徴その1 自転車の事故で、最も多い衝突相手とは？



相手当事者別自転車関連死亡・重傷事故件数 (第1・第2当事者) (2016年～2020年)
警察庁ホームページ「自転車関連事故の特徴」より

Q 特徴その2 自転車×自動車の事故で、最も多いタイプの事故とは？



事故類型別「自転車対自動車」死亡・重傷事故件数 (第1・第2当事者) (2016年～2020年)
警察庁ホームページ「自転車関連事故の特徴」より

Q 特徴その3 自転車死亡事故で、死因となった最も多い負傷部位とは？



愛知県交通死亡事故の負傷主部位の割合 (2016～2020年)
愛知県ホームページより

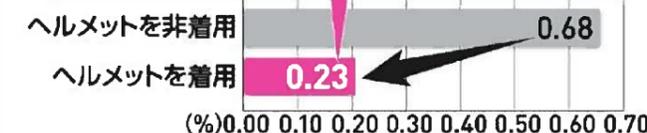
少しでも被害を減らすには？

ヘルメットを着用!!

大人もヘルメットを被りましょう。

ヘルメットを着用すると事故時の頭部損傷が軽減され、致死率も1/3になるとされています。

ヘルメットを着用すれば致死率は1/3に!



自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率(令和2年)
警察庁ホームページより

買い物や通勤・通学等、日常生活で自転車に乗るときもヘルメットを着用して、頭部を保護しましょう。



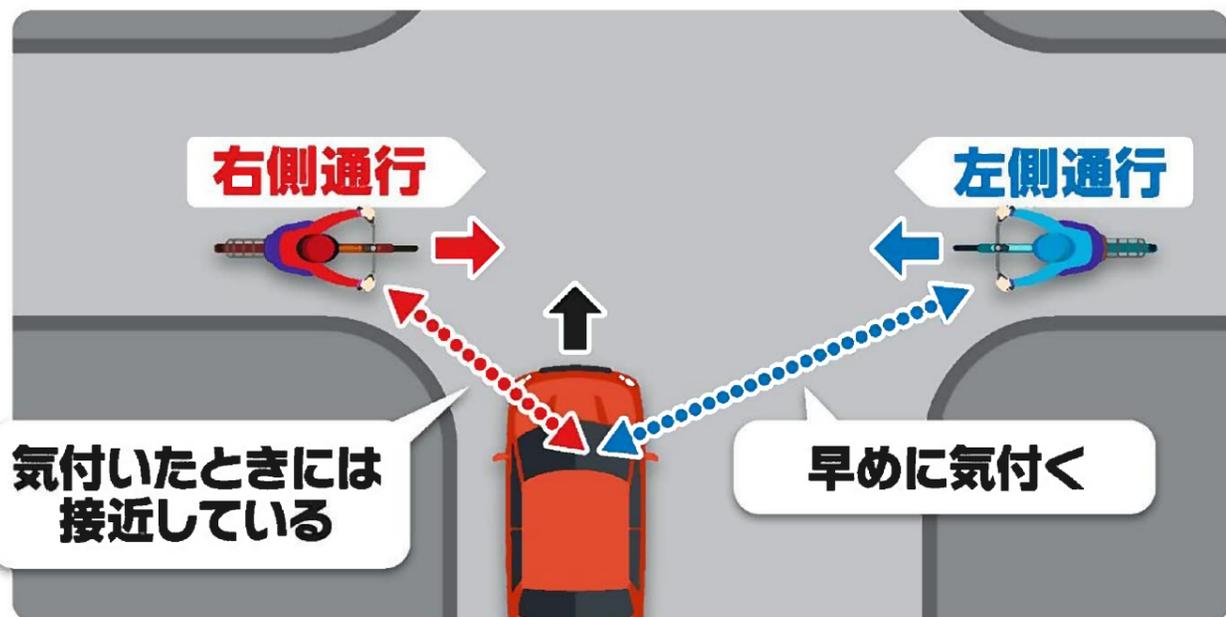
自転車用ヘルメットは、競技用から帽子型まで、デザインも豊富でいろいろな種類があります。自分に合ったものを選びましょう。

少しでも事故を減らすには？

自転車も左側通行!!

自転車は左側通行が原則です。

下図のような状況では、道路の左側を通行している方が(図中右の自転車)、自転車と車双方の発見までに余裕ができて、衝突回避の可能性が高くなります。



自転車の基本ルールが大事です。

自転車の事故では、自転車側にも安全不確認や一時不停止等の違反が多いのです。自転車の基本ルールである左側通行や一時停止場所での確実な停止と安全確認、信号を守って交通事故を防ぎましょう。

特に、ながらスマホや一時不停止、信号無視は重大な事故に繋がりますので、絶対にやめましょう。

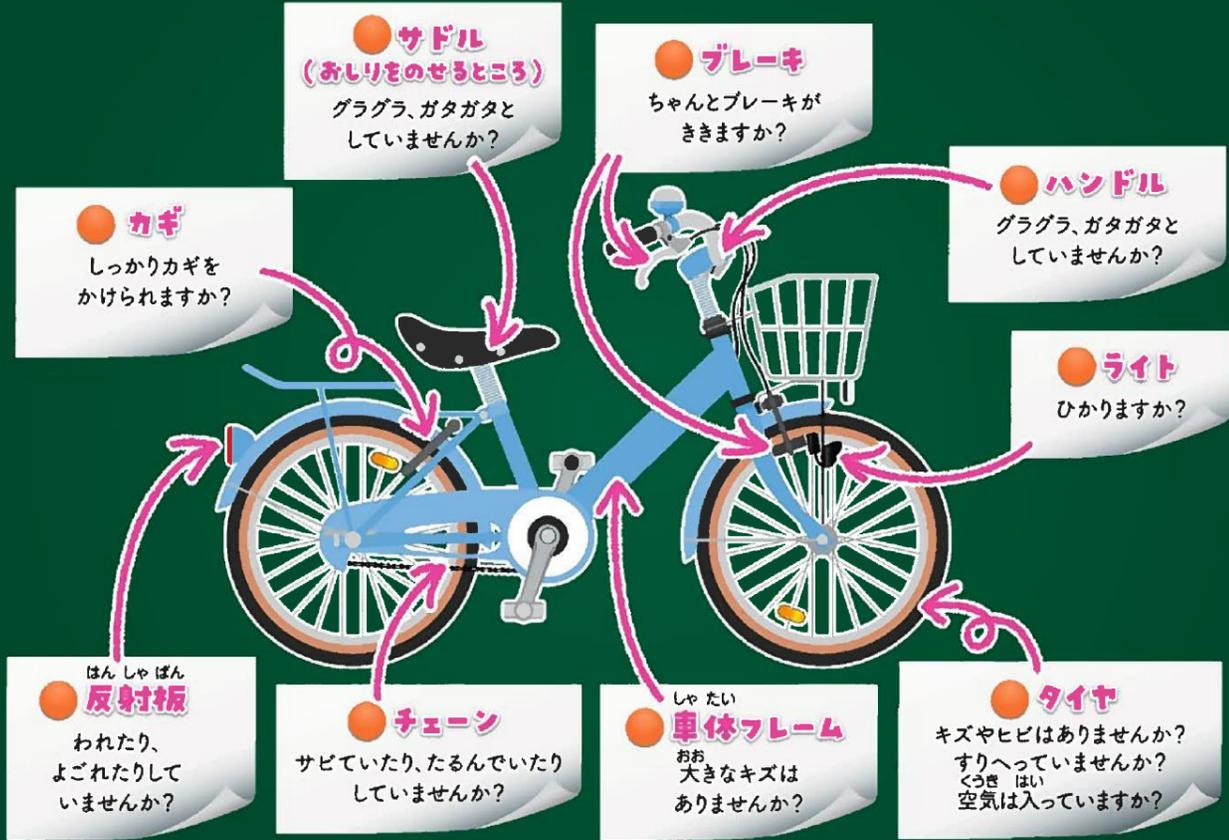


いずれも3カ月以下の懲役、または5万円以下の罰金!



あなたの自転車はだいじょうぶ？

自転車に乗る前に、チェックしましょう



おうちの人や自転車屋さんにも、確認してもらいましょう。

自転車で安全運転しよう！



自転車の安全で適正な利用に関する教材

まちがいさがし

自転車の正しい乗り方は？ まちがいは8コあるよ！

答えは中を見てね！



保護者の方へ

努力義務 ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

義務 自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。

ヘルメット購入補助について



補助金申請に「代金の支払い手続きが完了したことを確認できる書類（領収書等）」が必要になります*。各市町村の補助制度についてはお住いの市町村にお問い合わせください。

*豊橋市は販売事業者に対する補助制度のため取扱いが異なります。

同乗自転車の注意事項

転倒に注意！

同乗自転車は幼児用座席の装着によって車体が重くなり、幼児も動くためバランスが崩れやすい。

事故対策

- ①ヘルメットなどを必ず着用させる
- ②停車中でも、幼児を乗せたまま自転車から離れたり、目を離したりしない
- ③同乗者が2人の場合は、安定度が高い後部から乗せて前部から降ろす

幼児を乗せたまま自転車から離れたり、目を離したりしない

小学校就学の始期に達するまでの者

乗せる前にヘルメットをかぶらせる

シートベルトを着用させる

乗せる時は後ろから、降ろす時は前から（幼児二人の場合）



消費者庁の説明より

自転車の正しい乗り方を覚えよう!

ヘルメットをかぶりましょう



ヘルメットをかぶらないと、転んだ時や事故の時、大怪我をすることがあります。大人も子どももヘルメットをかぶりましょう。

二人乗りはやめましょう



一人乗りの自転車に二人乗りすると、バランスがとれなくてあぶないので二人乗りはしてはいけません。

縦に並んで走りましょう

横に並んで走ると一台は道路の真ん中を走ることになるので危険です。道路の左側を縦一列で走りましょう。



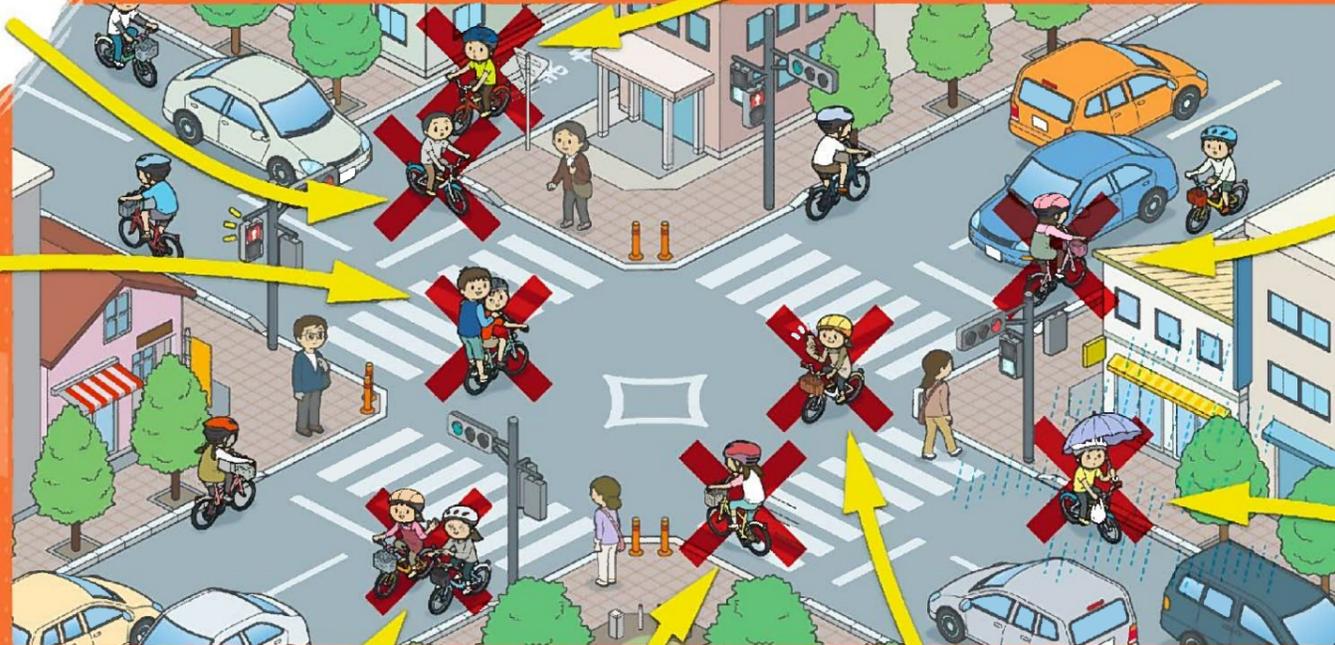
一時停止を守りましょう

一時停止のある所ではとまって左右を確認し、ほかの自転車や車とぶつからないよう注意しましょう。



左側通行をしましょう

右側通行をすると、車からは見えにくい場合もあり、大変危険です。自転車は車と同じ左側通行がルールです。



雨の時はカッパを使いましょう。

かさをさしたり片手運転やハンドルに物を掛けたりするとバランスが取れなくなったりハンドル操作ができなくなります。カッパ(レインコート)を使いましょう。



スマホやイヤホンを使いながら乗ってはいけません

他のことをしながら運転すると気がちって危険に気がつくのがおそくなります。運転に集中しましょう。



信号を守りましょう

信号を守らないと、正しく走っている車や、ほかの自転車とぶつかってしまいます。信号や交通ルールを守りましょう。

